

特例に関する Q & A

さいたま市

【目次】

1 対象となる方・対象となる市税・猶予期間 1

- 問1-1 特例猶予が認められると、税額が免除又は減額されるのでしょうか。
- 問1-2 現金や預貯金がある場合は、猶予が認められませんか。申請書の「現金・預貯金残高」欄には、国等からの給付金、緊急融資を含めて記入することになりますか。
- 問1-3 中間納付についても今回の特例猶予の対象となりますか。【法人関係】
- 問1-4 特例猶予の対象には特別徴収義務者も含まれますか。【法人関係】
- 問1-5 特別徴収による個人市民税・県民税について、特別徴収される従業員は特例猶予を受けられますか。
- 問1-6 フリーランスやパート、アルバイトの場合も特例猶予の対象となりますか。
- 問1-7 一つの税目で納期限が複数あるもの（例えば、固定資産税）については、各納期限の翌日から1年間特例猶予を受けられるのでしょうか。
- 問1-8 納付済みの市税等についても、特例猶予を受けることはできますか。
- 問1-9 特例猶予の対象となる市税等であれば、既に納期限を経過していても特例猶予の申請は可能ですか。
- 問1-10 特例猶予の対象となる市税等以外に滞納している市税等がある場合でも、特例猶予の申請はできますか。
- 問1-11 「事業等に係る収入」とは何ですか。
- 問1-12 年金収入と不動産収入のように複数の種類の収入がある場合、収入額は合算して考えればよいのでしょうか。
- 問1-13 共働き世帯において、納税者（A）の収入は減少していないが、配偶者（B）の収入が激減している場合も特例猶予の対象となりますか。
- 問1-14 法人全体としては収入の減少がないが、一部の事業部門（又は支店）だけを比較すると収入が急減している場合にも、特例猶予の要件に該当しますか。【法人関係】

2 申請手続 4

- 問2-1 納期限までに申請ができない場合は、どうなりますか。
- 問2-2 固定資産税について既に特例猶予を受けていますが、新たに個人市民税・県民税が発生しました。個人市民税・県民税についても、再度申請を行う必要はありますか。
- 問2-3 他の行政機関（例えば税務署）で猶予が認められた場合、新たに申請が必要でしょうか。

3 個別事例 5

- 問3-1 今回の特例猶予の期間は最大で1年間とのことですが、例えば、6か月適用した後、さらに6か月延長して、通算1年間特例猶予を受けることができますか。
- 問3-2 特例猶予を受けた1年後においても資金繰りが苦しかった場合、2年目以降も特例猶予を継続して受けることはできますか。

1 対象となる方・対象となる市税・猶予期間

問1-1 特例猶予が認められると、税額が免除又は減額されるのでしょうか。

税額が免除又は減額されるものではありません。一定の要件に該当する場合に、原則として1年間、市税等の納税を猶予するものです。

なお、延滞金については、特例猶予期間中は全額免除となります。

問1-2 現金や預貯金がある場合は、猶予が認められませんか。申請書の「現金・預貯金残高」欄には、国等からの給付金、緊急融資を含めて記入することになりますか。

- 特例猶予の要件である「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断は、少なくとも向こう半年間の事業資金や生計費を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮して対応します。
- 申請書に記載する「現金・預貯金残高」には、申請時点の状況を把握するためのものとして、給付金、緊急融資の額、傷病手当などを含めて記入してください。その上で、事業継続等のために支出先が決まっている場合は、当面の運転資金や臨時支出の額に記入してください。

問1-3 中間納付についても今回の特例猶予の対象となりますか。【法人関係】

中間納付についても、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する場合は対象となります。

問1-4 特例猶予の対象には特別徴収義務者も含まれますか。【法人関係】

特別徴収義務者も含まれます。

問1-5 特別徴収による個人市民税・県民税について、特別徴収される従業員は特例猶予を受けることができますか。

給与から個人市民税・県民税を特別徴収されている従業員は、特例猶予の対象ではありません。

問1-6 フリーランスやパート、アルバイトの場合も特例猶予の対象となりますか。

フリーランスの方を含む事業所得者、パートやアルバイトの方を含む給与所得者も、収入減少などの要件を満たせば、特例猶予の対象となります。

問1-7 一つの税目で納期限が複数あるもの（例えば、固定資産税）については、各納期限の翌日から1年間特例猶予を受けられるのでしょうか。

- そのとおりです。例えば、納期限が令和2年6月1日の場合、令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間特例猶予を受けることができます。
- ただし、中間申告による法人市民税は、確定申告書の提出期限までの期間です。

問1-8 納付済みの市税等についても、特例猶予を受けることはできますか。

既に納付済みの市税等については、特例猶予の対象とはなりません。

問1-9 特例猶予の対象となる市税等であれば、既に納期限を経過していても特例猶予の申請は可能ですか。

- 令和2年2月1日以降の納期限であって既に納期限を経過している場合でも、関係法令施行日から2か月以内（令和2年6月30日まで）に申請を行えば、特例猶予の対象となります。
 - 例えば、令和2年5月27日（関係法令施行日から2か月以内）に申請を行う場合、令和2年3月2日が納期限であった平成31年度国民健康保険税第8期は対象となりますが、令和2年1月31日が納期限であった平成31年度国民健康保険税第7期は対象なりません。
 - 猶予が認められた場合には、納期限に遡って延滞金は免除されます。
- ※ 関係法令の施行から2か月を経過した後は、納期限を経過した市税等は対象とならないのでご注意ください。

問1-10 特例猶予の対象となる市税等以外に滞納している市税等がある場合でも、特例猶予の申請はできますか。

- 今回の特例猶予に関しては、要件を満たせば、他に滞納している市税等がある場合でも申請できます。

- 例えば、令和2年1月31日納期限の平成31年度個人市民税・県民税第4期を滞納していて、令和2年6月30日納期限の令和2年度個人市民税・県民税第1期があった場合、特例猶予の申請は後者のみが対象となります。なお、前者の滞納が、後者の特例猶予の許可決定の障害とはなりません。

※ 特例猶予の対象となる市税以外の滞納についても、従来の猶予制度を受けられる場合があります。詳しくは、次のページをご覧ください。

<https://www.city.saitama.jp/001/004/003/p047985.html>

問1-11 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- 「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。
- 個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

問1-12 年金収入と不動産収入のように複数の種類の収入がある場合、収入額は合算して考えればよいのでしょうか。

合算してください。特例猶予の審査における収入減少率は、総収入額を比較して行います。

問1-13 共働き世帯において、納税者（A）の収入は減少していないが、配偶者（B）の収入が激減している場合も特例猶予の対象となりますか。

- 納税者（A）の市税等については特例猶予の適用とはなりません。
- 配偶者（B）の市税等については特例猶予の適用となる可能性があります。

問1-14 法人全体としては収入の減少がないが、一部の事業部門（又は支店）だけを比較すると収入が急減している場合にも、特例猶予の要件に該当しますか。【法人関係】

一部の事業部門（又は支店）ではなく、納税者単位である法人として、大幅な収入減少があったものを対象とする制度です。収入減少の比較にあたっては、納税者単位での収入として前年同期と比較を行います。

2 申請手続

問2-1 納期限までに申請ができない場合は、どうなりますか。

- 関係法令の施行から2か月後（令和2年6月30日）、又は納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
 - ただし、納期限までに申請ができないことについて、やむを得ない理由がある場合は除きます。やむを得ない理由とは次のような例です。
（例）
 - ・ 納税者本人や関与税理士が新型コロナウイルスに罹患した場合。
 - ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会社を一時的に閉鎖し、業務を再開して経理担当者が納付するまでに一定の時間を要した場合。
 - ・ 新型コロナウイルスの影響を受けたことに伴う貸付をうけるための手続を行っていた場合。
- ※ やむを得ない理由により納期限までに申請できなかった場合は、申請書の余白等にその理由を記載してください。

問2-2 固定資産税について既に特例猶予を受けていますが、新たに個人市民税・県民税が発生しました。個人市民税・県民税についても、再度申請を行う必要はありますか。

- 再度申請書を提出していただく必要があります。
 - 申請書には、猶予を受けようとする税額、通知書番号等を記載していただきますので、税額決定通知書（納税通知書）が届いてから申請していただくことになります。
- ※ 税額決定通知書（納税通知書）は税目によって発送時期が分かれるため、複数回提出していただく場合があります。

問2-3 他の行政機関（例えば税務署）で猶予が認められた場合、新たに申請が必要でしょうか。

特例猶予は申請主義が前提となることや各行政機関で対応している税目や納期限もそれぞれ異なることから、当市に対しても申請書を提出していただく必要があります。

3 個別事例

問3-1 今回の特例猶予の期間は最大で1年間とのことですが、例えば、6か月適用した後、さらに6か月延長して、通算1年間特例猶予を受けることができますか。

今回の特例猶予制度には延長規定がないため、当初に6か月の猶予を適用した後、延長することはできません。

問3-2 特例猶予を受けた1年後においても資金繰りが苦しかった場合、2年目以降も特例猶予を継続して受けることはできますか。

今回の特例猶予制度は1年限りのものであるため、2年目以降は継続できません。ただし、1年後の状況により、従来の猶予制度を受けることができます場合があります。

※ 従来の猶予制度について、詳しくは、次のページをご覧ください。

<https://www.city.saitama.jp/001/004/003/p047985.html>